

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年6月29日（平成29年（行個）諮問第105号）

答申日：平成29年9月27日（平成29年度（行個）答申第100号）

事件名：本人が提出した不服申立書の返戻手続に関する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1及び文書2に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年5月22日付け法務省刑刑第36号により法務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

ア 不服申立をした理由

申立人（審査請求人。以下、第2の2において同じ。）は当該処分庁の前記原決定には重大な法令の違反並びに恣意的な事実誤認に基づく違法行為があることは社会通念上著しく不合理であって且つ正義に反する公権力の濫用であること一見至極明らかであるからこそ法的に無効と謂わざるを得ない所以である。

イ 不服申立の趣旨

当該処分庁による前記原決定の取消しを以て、改めて第三者機関たる情報公開・個人情報保護審査会による中立公正な審理を求める限りである。

ウ 不服申立を申請する主な理由

法14条には下記のとおり明記されている。

「（保有個人情報の開示義務）

行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有

個人情報を開示しなければならない。」

前記法律条項は開示義務の原則を明記している他、不開示情報がある旨明記している。

しかし、法14条2項は不開示情報に関する法律条項であると共に、不開示情報の例外的開示事項が下記のとおり明記されている。

「二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」

等

つまり、前記法律条項は不開示情報を明記しているが、但書イロハとして、例外的な開示情報がある旨が明記されている。

さて、平成29年5月22日付け法務省刑刑第36号たる本件原決定には、下記のとおり理由が付されている。（別紙1・参照）（略）

「2 不開示とした部分とその理由

上記1（2）には、不服申立を含む様々な意見や要望等に関する事務を担当する職員の印影が記録されているところ、当該部分を公にすることによって、前記不服申立等を行った者から、当該職員に対し、自己の意見や要望が希望どおりに処理されるよう執拗に不当な働きかけが行われることや、希望する結果が得られなかった場合に、不当な圧力や中傷などが行われること

が考えられ、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、慣行として公にしている情報を除き、法14条7号柱書きに該当するため、不開示とした。」

しかし、当該開示義務に反する諸処分につきましては、最高裁判例（最三小判平成15・11・11民集57巻10号1387頁）に基づけば、公務員の職務遂行に関する情報の開示ができる法的根拠がある他、最高裁判例（最判平成15・11・21民集57巻10号1600頁）に基づけば、公務員の「職」「氏名」「採用年月日」「退職年月日」の各欄記載に関する情報の開示もできる法的根拠があること周知のとおりであって、明らかに例外的な開示情報を明記した前記法律条項ハ規定のとおりであるから、本件原処分は社会通念上著しく不合理であって且つ正義に反する公権力の濫用と法的に無効と謂わなければならない著しい法令の違反である。

なぜなら、元々、本件開示請求とは特定年月日B付け検察庁法14条に基づく法務大臣に対する不服申立事件を提起していたにもかかわらず、故意に立件されず返戻され、申立人による法令に基づく申請を証明する過程で苦情申立書を添付した上、同時期に本件開示請求を行った特段の経緯であり、さらに不服申立書等の書面返戻が二回も続き、特定年月日D付け国家公務員倫理法3条3項違反に基づく懲戒処分請求状を提起の上、前記不服申立書等の受領及び立件を求めた特段の事情であるにもかかわらず、前記懲戒処分請求状及び不服申立書等は法務省大臣官房秘書課より法務省組織令5条に基づき法務省刑事局に再回付されたものの、本件開示請求においても法務省組織令3条5の2に基づき個人情報保護係が事務受付し、内部規定たる取扱規定により法務省刑事局（刑事課）に回付されたものと確認している事情であって、当初より、担当部署（個人情報保護係・刑事局刑事課）は前記不服申立書1枚目の受領印のある書面返戻を求めていたことを知り得ていながら、審理対象から意図的に除外した上で本件部分開示決定に至った特段の経緯でもあること、社会通念上著しく不合理であって且つ正義に反する公権力に濫用と法的に無効と謂わなければならない著しい法令の違反である。（別紙2一式・参照）（略）

尚、法務省刑事局刑事課による回答では、前記不服申立書は本件開示請求時では既に書面返戻されていた経緯であり、本件審理対象に含めることはできない旨であって、明らかに事実誤認であり、意図的に検察庁法14条に基づく不服申立事件等の立件を免れさせ、一連の被疑者らを犯人隠避させる目的ある悪質な違法行為と申告する限りである。

以上のとおり、申立人は本件原決定には重大な法令の違反及び恣意

的な事実誤認に基づく違法行為があることを社会通念上著しく不合理であって、且つ正義に反する公権力の濫用があること一見至極明らか法的に無効と主張する所以である。

(2) 意見書

下記のとおり、申立人は、平成29年(行個)諮問第105号理由説明書(諮問庁：法務省)に対し、追加疎明資料及び法的根拠を以て諮問庁の反論に対する意見を申告します。

ア 新たな法的根拠について

諮問庁の判断及び理由では法14条7号柱書きの不開示情報に該当する旨説示されているが、

第一に、上記諮問庁の判断及び理由では、「当該担当者は、刑事処罰の実現を求める投書や不服申立書、苦情及び請願等の処理を担当しており」旨申告されているのであるから、元々、「不服申立等を行った者が自己の申立を優先的に取り扱うことや有利に取り扱うよう働きかけを行うこと、希望する結果が得られなかった場合に当該担当者に不当な圧力や威圧等を行うことが考えられるなど、」に対応する職務上の立場であることが疎明されており、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは謂えない職務上の特別な義務があると反論する。

第二に、上記諮問庁の判断及び理由では、「当該担当者は、刑事処罰の実現を求める投書や不服申立書、苦情及び請願等の処理を担当しており」旨申告されているのであるから、元々、特定年月日B付け検察庁法14条に基づく法務大臣に対する不服申立は、法務省組織令5条に基づく取扱規程(内部規定)より法務省大臣官房秘書課から正式に権限委譲として法務省刑事局に回付された特段の経緯であって、市民的及び政治的権利に関する国際規約第2条3(締結国の実施義務)abcに基づけば、被害者の権利保全ないし救済措置を検討することに善処することが職務上の特別な義務と謂わざるを得ず、意図的かつ悪質な法令の違反がある他、投書処理決裁メモに記載された法務省刑事局職員らの職務上の義務において、日本国憲法14条1項「法の下での平等」に基づけば、法務省刑事局内の課長、参事官、局付、補佐官、2係、担当といった「社会的身分」では、「法務省組織令5条に基づく法務省内の権限事務の取扱い」という社会的関係において特別な差別を生じさせるものでも、事務の適正な遂行に支障を及ぼすものでもなく上記諮問庁の判断及び理由には、日本国憲法14条1項違反に該当する恣意的な違憲行為であると謂わざるを得ない所以でもある。

以上のとおり、特定年月日B付け検察庁法14条に基づく法務大

臣に対する不服申立が法務省組織令5条に基づく取扱規程（内部規定）より法務省大臣官房秘書課から正式に権限委譲として法務省刑事局に回付された特段の経緯につき顧慮すれば、上記諮問庁の判断及び理由は市民的及び政治的権利に関する国際規約第2条3（締結国の実施義務）a b c 違反に当たり、法務省刑事局内の課長，参事官，局付，補佐官，2係，担当といった「社会的身分」は、「法務省組織令5条に基づく法務省内の権限事務の取扱い」という社会的関係において特別な差別を生じさせるものでも、事務の適正な遂行に支障を及ぼすものでもなく上記諮問庁の判断及び理由は法14条7号柱書きに不開示情報に当たるものでなく、意図的に検察庁法14条に基づく法務大臣に対する不服申立事件の立件自体を回避することを目的とした悪質な行政の運営と謂わざるを得ない所以でもある。

イ 追加疎明資料について

各省庁における行政文書の取扱いを疎明する資料一式の写（略）

（提出理由）

各省庁における行政文書の取扱いでは日付印を押印し書面返信されている事実の証明

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問の対象となる決定について

本件諮問は、法13条1項の規定に基づき、平成29年4月20日付けでなされた保有個人情報開示請求に対し、法務大臣（処分庁）が行った法18条1項の規定に基づく部分開示決定（原処分）を対象とするものである。

2 諮問の要旨

審査請求人は、処分庁が行った上記決定の取消しを求めているところ、諮問庁においては、原処分を維持することが妥当であると認めたので、以下のとおり理由を述べる。

3 諮問庁の判断及び理由

本件対象の保有個人情報は、処分庁が審査請求人に対し、①特定年月日A付けで返戻した「特定年月日B付け検察庁法14条に基づく法務大臣に対する不服申立書」の返戻手続に関する文書に記載された保有個人情報及び②特定年月日C付けで返戻した「特定年月日B付け検察庁法14条に基づく法務大臣に対する不服申立書」の返戻手続に関する文書に記載された保有個人情報であり、①を全部開示、②を部分開示としている。

②のうち、処分庁が部分開示とした文書は「投書処理決裁メモ」であり、同文書には、法務省刑事局（以下「刑事局」という。）職員の個人情報（決裁枠の担当者の印影及び決裁者の印影）があり、不開示とした部分は、

担当者の印影であることが認められる。

当該担当者は、刑事処罰の実現を求める投書や不服申立書、苦情及び請願等の処理を担当しており、当該担当者の印影を公にした場合、不服申立て等を行った者が自己の申立を優先的に取り扱うことや有利に取り扱うよう働きかけを行うこと、希望する結果が得られなかった場合に当該担当者に不当な圧力や威迫等を行うことが考えられるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、処分庁が不開示とした部分は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当すると認められるほか、当該担当者は、独立行政法人国立印刷局の職員録等で氏名が公表されている係長以上の職員でないことから、原処分を維持して、不開示とすることが相当である。

4 結論

以上のとおり、処分庁が、担当者の印影について、法14条7号柱書きに該当するとして不開示とした上記部分開示決定は妥当である。

5 その他

審査請求人は、上記第2の2(1)ウの不服申立てを申請する主な理由において、「不服申立書1枚目の受領印ある書面返戻を求めていたことを知り得ていながら、審査対象から意図的に除外した上で本件部分開示決定に至った」旨の主張していることから、この点について意見を述べる。

種々記載はあるものの審査請求人の求めるところは、「不服申立書1枚目に受理印を押した上、書面返戻を求め」という点であると思料されるところ、そもそも、本件返戻手続を行った担当部署においては、回付された投書等に受付印を押す取扱いをしていないこと、受付日の把握は、封筒（本件においては封筒に文書名を記載する欄がある専用封筒で送付されており、品目欄に当該文書名が記載されていることから特定可能）に押印された受付印で把握することが可能であり、同封筒については開示済みであるほか、審査請求人は、配送状況が確認可能な方法を用いて法務省宛てに文書を送付していることから、審査請求人自らインターネット又は電話により、法務省に文書が配達された日を把握することが可能であること、法務省大臣官房秘書課個人情報保護係から審査請求人に対し、本件開示請求に係る意思確認を行った際、請求があった文書については既に返戻済みで、当該文書の返戻手続に関する文書のみ保有していることを伝えており、対象とする文書について開示実施した文書を請求するものとして手続を進めてよい旨確認していること、審査請求人に文書を返戻する際に同封された刑事局名義の添書に「貴殿からの書状を受領し」と記載されていることから、保有個人情報開示請求の手続によらなくとも、当該文書が回付されてから返戻されるまでの間、刑事局において保有していたことが明らかであること、当該文書の開示が実施された場合であっても、返戻済みの文書と

同様に受付印のないものが開示されることになることから、審査請求人の主張は、本件の部分開示決定の取消しを求める審査請求に何ら影響を及ぼすものではないと思料される。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成29年6月29日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年7月10日 | 審議 |
| ④ | 同月31日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ⑤ | 同年8月7日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年9月4日 | 審議 |
| ⑦ | 同月11日 | 審議 |
| ⑧ | 同月25日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、「特定年月日B付け検察庁法14条に基づく法務大臣に対する不服申立書一式（特定年月日E付け苦情申立てにより現在法務省刑事局に回付されているもの）」の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、その一部（以下「本件不開示部分」という。）が、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するとして、当該部分を不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分を取り消すとの裁決を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件不開示部分について

本件不開示部分は、本件対象保有個人情報のうち、「投書処理決裁メモ」と題する文書中の決裁欄（「課長」欄、「参事官」欄、「局付」欄、「補佐官」欄、「2係」欄及び「担当」欄）のうちの「担当」欄に押なつされた担当者の印影（姓）である。

(2) 検討

ア 「投書処理決裁メモ」と題する文書中には、上記(1)の決裁欄のほか、「投稿者の氏名」欄（審査請求人の氏名が記載）、「文書種類」欄（「その他文書」の項目にチェックマーク付き）、「処分方針」欄（「返戻」の項目にチェックマーク付き）、「文書要旨」欄（「4 刑事処罰の要望／告訴・告発」の項目にチェックマーク付き）、「返戻理由」欄（「1 切手、現金等が在中しているため」及

び「3 その他」の各項目にチェックマーク付きで、「3 その他」の項目に「個別具体的事件に関することであるため」と記載)、「回付理由」欄及び「特記事項」欄(参考事項として「特定年月日B付け投書人からの請願を受理し、返戻済み。」と記載)があることが認められる。

イ そこで、本件不開示部分の法14条7号柱書き該当性を検討すると、諮問庁は、刑事局の職員である当該担当者は、刑事処罰の実現を求める投書や不服申立書、苦情及び請願等の処理を担当しており、当該担当者の印影を公にした場合、不服申立て等を行った者が自己の申立てを優先的に取り扱うことや有利に取り扱うよう働きかけを行うこと、希望する結果が得られなかった場合に当該担当者に不当な圧力や威迫等を行うことが考えられるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨説明する。

ウ この点に関し、当審査会事務局職員をして、当該担当者の具体的な業務の内容について諮問庁に確認させたところ、上記(1)の「投書処理決裁メモ」は、当該担当者が起案したものであり、また、当該担当者は苦情申立人や投稿者などからの電話にも応対する旨説明し、この諮問庁の説明を覆すに足る事情はない。

エ 以上のことから、本件不開示部分を開示した場合、刑事局が行う不服申立書及び苦情や請願等の処理に係る事務並びに当該担当者の担当業務の内容の性質上、当該担当者が不服申立て等を行った者から不当な圧力や威迫等を受ける事態が生ずるおそれがあることは否定できず、その結果、同局の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法14条7号柱書きに該当すると認められるため、本件不開示部分を不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一、委員 池田陽子、委員 下井康史

別紙

処分庁が審査請求人に対し、

文書1 特定年月日A付で返戻した「特定年月日B付検察庁法14条に基づく法務大臣に対する不服申立書」の返戻手続に関する文書

文書2 特定年月日C付で返戻した「特定年月日B付検察庁法14条に基づく法務大臣に対する不服申立書」の返戻手続に関する文書